

市営住宅入居のご案内

*** 補欠入居（随時募集） ***

R7.4.1 現在

市営住宅は、市が住宅に困っている方に供給するために国から補助を受けて建設した公営住宅です。

入居者は税金から家賃補助を受けて比較的安い家賃で部屋を借りることができます。家賃の算出方法や入居の資格は公営住宅法や市条例などにより定められており、一定の条件を満たしていれば申し込むことができます。

市では空き部屋ができる前にあらかじめ申し込みを受け付けています（既に建てられている住宅）。

入居資格を確認するため申込書や添付書類を提出していただき、空き部屋の準備が出来次第部屋をご紹介します。将来空き部屋ができることを期待しての順番待ちとなります。入居までの期間は申込状況や申込住宅によって異なるため、簡単に予測はできないのでその点をご理解の上お申し込みください。

1. 入居の資格

(1) 現在住宅に困っている方。

持ち家がある方（共有名義の場合も含む）や公営住宅入居中の方は、原則申し込みができません。

(2) 申込者は成人であること。

【単身で申し込みの場合】 ※ 入居できる住宅は限られます。

- ・ 状況により、自活可能かを審査するために市町村や公社職員の面接を受けていただく場合があります。（意見書照会）

【世帯で申し込みの場合】

- ・ 同居できる方は親族（民法規定の6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）に限ります。

次の場合は同居予定親族として認められます。

- ・ 現在婚約中で結婚を予定している方
入籍予定日の1か月前にならないと住宅のご案内はいたしません。
また、入籍されていないと入居できません。
- ・ 結婚しているのと同様（内縁）と認められる方
住民票で「未届の夫」または「未届の妻」となっており、戸籍上でも他に婚姻関係がないことが確認できないと認められません。
- ・ ぐんまパートナーシップ宣誓制度で宣誓書を提出し、交付を受けた方

※ 社会通念上著しく不自然な世帯分離と判断された場合には申し込みできません。

夫婦別居になる場合や夫婦どちらか一方が子供と申し込む場合（DV被害者・犯罪被害者の方を除く）や、現に親がありながら兄弟姉妹（未成年が含まれる）・祖父母と孫だけで申し込む場合など。

※ DV被害者に該当する方は裁判所や女性相談所の証明書が必要です。

※ 犯罪被害者に該当する方は警察または検察当局への確認が必要になります。

(3) 日本国籍を有する方、または外国人にあっては中長期在留者もしくは特別永住者である方。

(4) 原則市税等に滞納がないこと（税金で建てられた住宅です）。

(5) 太田市営住宅条例に定められた収入基準に当てはまる世帯。（次頁参照）

(6) 継続して職に就いており、まる1か月以上の給与実績等がある方（年金受給者・生活保護受給者を除く）。

(7) 申込者及び同居予定者が暴力団員でないこと。

(8) 緊急時の連絡先（原則として親族の方）の届出書を提出できる方。

(9) 指定日までに敷金（家賃の3か月分相当額）を納入できる方。

(10) 集合住宅という環境の中で、集団生活のルールやマナーを守れる方。

2. 収入基準について

① 収入基準の計算方法

$$\text{（世帯の所得金額(ア)－給与所得者等控除額(イ)－扶養親族控除額(ウ)－特別控除額(エ)）} \div 12 \text{か月} = \text{政令収入月額}$$

ア：世帯の所得金額……世帯で収入のある人全員の所得金額の合計

所得金額とは……年収額から所得税法に定められた給与所得控除等の基礎控除を引いた金額

イ：給与所得者等控除額……申込者及び同居者で給与所得または公的年金等に係る雑所得を有する方
1人につき10万円まで（所得の範囲内）

ウ：扶養親族控除額…… $38 \text{万円} \times (\text{同居親族数} \langle \text{申込者を除く} \rangle + \text{別居扶養親族数})$

エ：特別控除額

控除名	控除対象者	控除額
老人扶養控除	申込者本人を除く、所得税法上の扶養親族または控除対象配偶者で70歳以上の方	1人につき10万円
特定扶養控除	申込者本人および配偶者を除く、所得税法上の扶養親族のうち16歳以上23歳未満の方	1人につき25万円
障害者控除	申込者や扶養親族で、身体障害者手帳（3級～6級）、精神障害者保健福祉手帳（2級か3級）または療育手帳（B級）を持っている方 その他所得税法等の控除を受けている方	1人につき27万円
特別障害者控除	申込者や扶養親族で、身体障害者手帳（1級～2級）、精神障害者保健福祉手帳（1級）または療育手帳（A級）を持っている方 その他所得税法等の控除を受けている方	1人につき40万円
ひとり親控除	申込者本人または同居親族で、現在婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない方のうち以下の①～③ 全てに該当する方 ① 生計を一にする子（年間所得額48万円以下で他の人の扶養になっていない人）がいる ② 合計所得金額が500万円以下である ③ 事実上婚姻関係と同様の事情がある人がいない	1人につき35万円まで（所得の範囲内）
寡婦控除	申込者本人または同居親族で、上記のひとり親に該当せず、現に事実上婚姻関係と同様の事情がある人が居ない女性で以下の①・② いずれかに該当する方 ① 夫と離婚した後に婚姻しておらず、扶養親族がいて、合計所得金額が500万円以下である ② 夫と死別した後に婚姻をしていないまたは夫の生死が明らかでない方で、合計所得金額が500万円以下である	1人につき27万円まで（所得の範囲内）

政令収入月額

世帯区分	政令収入月額
一般世帯	158,000円以下
高齢者世帯 障害者世帯 小学校未就学世帯	214,000円以下

● 高齢者世帯

申込者が60歳以上かつ同居者のいずれもが、次の①又②の世帯

- ① 60歳以上 ② 18歳未満

● 障害者世帯

申込者または同居者の内1人以上が、次の①～④に当てはまる世帯

- ① 身体障害者手帳1～4級までの交付を受けている方
② 精神障害者福祉保健手帳1～2級までの交付を受けている方
③ 療育手帳の障害程度が、A重・A中・A1・A2・A3の方
④ 難病疾患等で受給者証等の交付を受けている方

● 小学校未就学世帯

小学校就学前の子供がいる世帯

② 所得計算上の注意

1： 退職所得、遺族年金、障害年金、生活保護給付、失業給付等は所得額の計算に含めません。

2： 職業、勤務先が昨年の1月以降変わっていない場合は、昨年の収入で算定します。

転職や商売替えをした場合には、最低まる1か月分以上の実績をもとに年収換算します。

③ 【収入基準早見表】世帯で1人の方が収入を得ている場合

下表の区分に応じた金額以下であれば収入基準を満たします。

※ 人数は申込者を含む家族の数（別居扶養を含む）

◆ 給与収入世帯の場合【 総収入（年収）額（諸手当・賞与・税金等をすべて含む） 】

世帯区分	単身者	2人	3人	4人	5人
一般世帯	2,967,999円	3,511,999円	3,995,999円	4,471,999円	4,947,999円
高齢者世帯 障害者世帯 小学校未就学世帯	3,887,999円	4,363,999円	4,835,999円	5,311,999円	5,787,999円

◆ 事業所得世帯の場合【 所得金額（必要経費控除後の額） 】

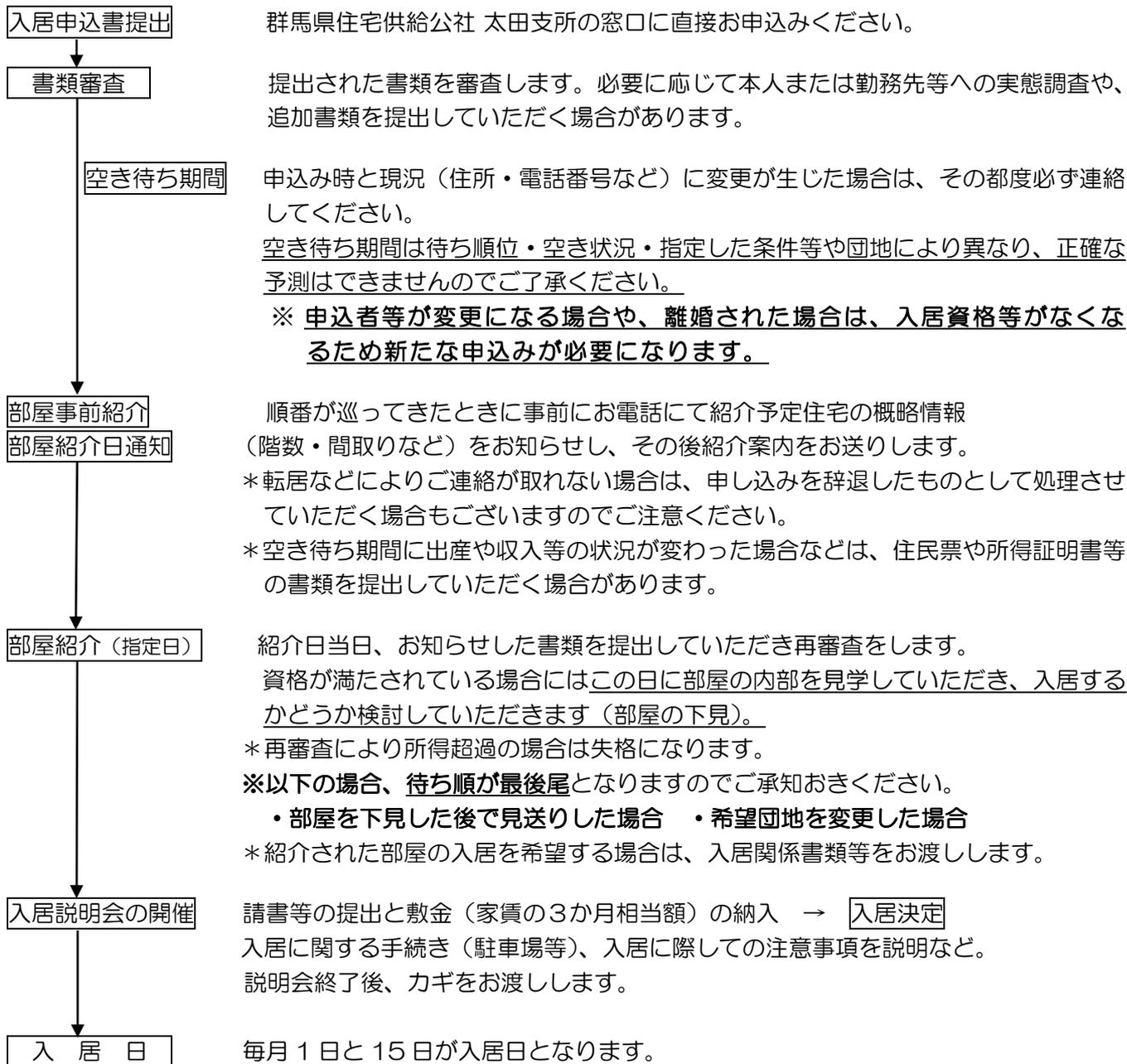
世帯区分	単身者	2人	3人	4人	5人
一般世帯	1,896,000円	2,276,000円	2,656,000円	3,036,000円	3,416,000円
高齢者世帯 障害者世帯 小学校未就学世帯	2,568,000円	2,948,000円	3,328,000円	3,708,000円	4,088,000円

 メモ



太田市マスコットキャラクター
おおたん

3. 入居までの流れ



- ※注意事項※**
- ・ 空き待ち期間中に転職すると、新しい勤務先からまる1か月以上の給与支払証明書を提出していただき、収入を再認定させていただきます。
 - ・ 婚約中の方は入居説明会までに入籍がわかる書類（戸籍謄本等）の提出が必要です。

4. 申込方法

入居申込書に必要書類を添付して、申込者本人か同居予定親族の方が、直接群馬県住宅供給公社 太田支所窓口へ持参してください。郵送による申し込みや書類不備がある場合は、一切受け付けできません。

ご相談の段階では、口頭や一部の書類で確認させていただく場合が多いので、最終的な判断ができません。申込資格の有無等は、必要書類すべてを提出していただいてから最終的に判定します。後日、書類を提出された際に、相談時と判断が異なる場合もありますのでご了承ください。

このご案内は随時更新がある為、案内時から時間が経っている場合は書類の変更や追加が必要になる場合があります。

- ① **入居申込書**……………もれなく記入してください。**希望住宅は1か所です。**
 部屋の間取り・階数は指定することができますが、希望のタイプの部屋が空かない場合は順番（部屋の紹介）が遅くなる場合があります。
- ② **必要書類（資格証明書類）**…必ず窓口職員にご相談ください。申込者により揃える書類が違います。

5. 入居者に必ず守っていただくこと

① 入居中にかかる費用の納入

- ア 住宅使用料（家賃）… 世帯収入・団地・部屋のタイプにより異なります。
3か月分以上滞納すると住宅明渡し対象となります。
 - イ 駐車場使用料 … 団地により異なります。基本的に1戸に1区画は用意されています。
 - ウ 共用部分使用料 … 団地や棟により異なります。
外灯・階段灯・共同水道・汚水処理施設・エレベーターの維持費等の
共同施設にかかる費用です。
- ※滞納すると遅延損害金（延滞金）が発生します。
- エ 自治会費等 … 地元の自治会費等

② 収入に関する申告の提出（毎年6月頃）

入居すると毎年必ず「収入に関する申告書」を提出していただきます。
次年度の家賃を決定するために必要な手続きです。
この申告を怠りますと民間賃貸住宅なみの家賃になります。

③ ペットの飼育禁止

市営住宅では犬・猫・鳥等のペットを飼うことは一切禁止されています。
鳴き声・抜け毛・フン尿等で環境衛生の悪化原因となり、周囲に迷惑や害を与えトラブルになります。
一時的に預かることや、野良犬や野良猫等にエサを与えることも禁止されています。

④ 団地のルールを守ること

清掃当番、ごみステーションの使い方、迷惑駐車はしない等のルールを守ってください。

⑤ 子供が生まれたときや家族が転居したときの届出

市民課や行政センターでの出生届や転居届とは別の手続きが必要です。

⑥ 親族を同居させたいときの届出（結婚の場合も含む）

事前に群馬県住宅供給公社 太田支所窓口にご相談して承認を受けてから同居してください。
世帯の収入が公営住宅法の収入基準内であること等の条件があります。

⑦ 名義人を変更し引き続き市営住宅に住みたいときの届け出

名義人が結婚・離婚・死亡により退去した場合に引き続き入居したいときは、契約を承継する申請が必要になります。ただし、承継できる方は配偶者・高齢者・障がい者等に限られます。

⑧ 環境の整備のご協力

市が修繕工事を実施する際はその修繕等に対しご協力をお願いします。

6. 市営住宅を返還するとき

- ア 返還届の提出 … 引越しの日が決まったら、事前に「返還届」を提出してください。
- イ 原状回復修繕 … 入居者の負担で、畳の表替え・ふすまと障子の張り替え・破損箇所の修繕・清掃などをしていただきます。なお、入居時に入居者が取り付けたもの（照明器具・エアコン・ガステーブル・瞬間湯沸かし器・物干し竿など）はすべて撤去して下さい。
- ウ 退去検査 … 入居者の修繕がすべて終わった時点で立会いの上検査を行います。
なお、この検査日までの日割りの住宅使用料と共用部分使用料がかかります。
駐車場料金については引越し日までの日割りとなります。
まちなか・本陣市営住宅の駐車場については契約先へご確認ください。

入居申込書類チェック表 (※提出された書類はすべてお返しできません)

※取得書類は原則 3か月以内に発行されたもの (戸籍謄本は 1 か月以内・完納照合票は当月)

		書類名 (最新の物をご用意ください)	取得場所
		市営住宅入居申込書 ※ 必要事項をもれなく記入してください (裏面も)。	市所定様式 (本人)
		住民票 (世帯票の全部証明) ※ 入居する方全員分 ※ 本籍、続柄記載等の省略がないもの (個人番号は省略) ※ 現在同居していない場合は、それぞれの住民票	市民課 行政センター 他市町村
		在留カード表裏両面の写し または 特別永住者証明書の写し	本人
		戸籍謄本 (戸籍全部事項証明書) ※ 独身者であることがわかるもの【申込者・同居成人】 ※ 離婚・死別の場合にはその旨記載のあるもの ※ 離婚の場合でお子様の親権を確認できるもの ※ 外国籍の方と結婚し別住所の方 ※ 婚約中でお申し込みの方は入籍後に必ず提出	本籍地
		<外国籍の方> ・ 死亡・離婚の記載のある証明書等 ・ 独身証明書 ・ 出生証明書 (母子父子世帯で別住所の場合、子のもの) ※ いずれも、和訳 (原本) を添付 (翻訳者の名前・住所・連絡先・印) ※ 同居者に成人がいる場合は、独身者であることがわかる書類の提出が必要です。	大使館等
		ぐんまパートナーシップ宣誓書受領カード・宣誓書の写し・転入予定者受付票 ※ いずれかの写し	本人
		婚約証明書 第三者の証明	市所定様式 (本人)
		a) 太田市税等完納照合票 (市内在住者) または ・ 令和5年1月1日以前から太田市内在住者 b) 住民税納税証明書 令和5年度 (市外在住者) または 非課税証明書 令和5年度 ・ 令和5年1月1日に市外在住者 (前住所地の市町村) ・ 現在市外在住者 (現住所地の市町村) ※ いずれも 15 歳以下及び 18 歳以下の就学者を除く全員 ※ 税金に未納がある場合は入居資格がありませんので、必ず完納された証明書が必要です。	収納課 他市町村
		所得課税証明書 令和6年度 ※ 15 歳以下及び 18 歳以下の就学者を除く全員 ただし、就学者でも収入のある人は必要です。 ※ 最新年度のもので、所得と扶養控除がわかるもの ・ 令和6年1月1日に太田市内在住者・・・市民税課 ・ 令和6年1月1日に市外在住者 (前住所地の市町村)	市民税課 行政センター 他市町村
		a) 給与支払証明書 (給与所得者) または b) 事業収支明細書 (自営業・保険外交員など) ※ いずれも最低まる 1 か月以上の実績が必要です。 ※ 直近の月から遡って最高 1 年分記入してください。	市所定様式 (給与支払元等)
		源泉徴収票 (令和6年分) ※ コピーの場合は事業所の朱肉印が押してあるもの ※ R7.1~R7.5 月頃の間にお申し込みの場合に必要	本人 (勤務先発行)

		書類名（最新の物をご用意ください）	取得場所
		確定申告書の控え 令和6年分 ※ 受付印のあるもの ※ R7.1~R7.5月頃の間に応じ提出する場合に必要	本人
		a) 年金改定通知書 （最新のもの） b) 年金証書 （年金をもらいはじめた年の方） c) 年金の源泉徴収票 令和6年分 ※ R7.1~R7.5月頃の間に応じ提出する場合に必要	本人
		生活保護受給証明書	社会支援課
		申出書 現在就労していない方 ※ 15歳以下及び18歳以下の就学者を除く全員	市所定様式 （本人）
		a) 退職証明書 （退職後提出） b) 退職予定証明書 ※ 退職予定で入居資格を満たす場合でも申請ができますが、退職後、退職証明書が提出されないと入居できません。	市所定様式 （勤務先）
		a) 在職証明書 （給与所得者など） または b) 事業証明書 （自営業・保険外交員など） ※ 就職日・事業開始日を確認させていただきます。	市所定様式 （勤務先等）
		現在住んでいる住宅の証明書等 『太田市税等完納照合票』が提出できる場合は不要です。 ※ 民間アパートの場合：賃貸契約書全ページの写し または、貸借証明（市所定様式） ※ 公営住宅の場合：入居証明、家賃証明など ※ 親族の家の場合：固定資産評価証明書（家屋の所有権記載のもの） （共有名義の場合は、共有者すべてがわかるもの）	本人 市所定様式 資産税課 または 他市町村
		学生証の写し または 在学証明書 （学校の証明）	本人 または 学校
		a) 身体障害者手帳の写し b) 療育手帳の写し c) 精神障害者保健福祉手帳の写し d) 福祉保護施設等での証明 e) 難病患者受給者証の写し	本人 福祉部署等所定様式
		母子手帳の写し （申込日現在で妊娠されている方）	本人
		誓約書 （市営住宅入居のルール・マナー） ※ 市営住宅に住むうえで、守っていただく事項が記載されていますので、よく読んで署名捺印してください。	市所定様式 （本人）
		単身入居の入居者資格認定のための申立書 ※ お一人で市営住宅に入居される方が必要です。	市所定様式 （本人）
		a) 一時保護の証明 （一時保護、または保護が終了した日から5年以内のもの） b) 保護命令（接近禁止命令・退去等命令）の写し （効力が生じた日から5年以内のもの） c) 配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書 （上記と同様の内容を記載された証明書）	女性相談 支援センター等 裁判所
		犯罪被害者等の申告書兼同意書	市所定様式 （本人）

- ◎ DV及び精神障がい、知的障がいの方については、福祉関係部署の証明が必要になります。
- ◎ 申し込まれる世帯状況に応じて他に証明書、書類等をお取りいただく場合があります。
- ◎ 申込資格の有無は、必要書類をすべて提出していただいたから最終的に判定します。
- ◎ 入居申込書など、提出された書類はすべてお返しすることができません。
- ◎ 住宅周辺の環境や交通機関等をよくご確認のうえお申し込みください。
- ◎ 入居及び諸申請の受付に伴い、ご提出いただく個人情報、「入居及び当該申請に係る審査」のほか「家賃等の収納に関するご連絡」・「修繕に関するご連絡」・「市営住宅に関する各種情報のご案内」・「各種アンケートのお願い」・「調査・統計資料の作成」・「その他住宅の管理上必要な場合」に利用させていただきます。また当社は、「法令等に定めがある場合」・「個人の生命の安全を守るため緊急かつ、やむをえないと認められる場合」等を除き、お客様の個人情報を第三者に提供することはいたしません。ただし、業務委託先の事業者（営繕業者など）で、事務の執行上必要であり、かつ個人情報保護の措置が講じられている場合を除きます。

太田市営住宅一覧表（募集対象）

R7.4.1 現在

団地名	所在地	戸数	階数	間取り	家賃(円)	駐車場	共用部分 使用料(円)	設備等
	宝町 193,194,195	278	3,4	2LDK,3K 3DK,3LDK	15,400~42,100	○	600	都
新井	新井町 234-1,235-1	152	4	2DK,2LDK 3DK,3LDK	15,000~46,300	○	800	都
	台之郷町 780	84	3	3DK	18,900~39,900	○	600	LP
	成塚町 1115-6	78	3	2DK,2LDK 3DK,3LDK	19,000~46,900	○	2,300	LP
飯塚	飯塚町 931-2	48	3	2LDK,3DK 3LDK	18,300~45,900	○	400	都
	成塚町 150-86	138	3	2LDK,3DK	18,600~42,100	○	600	LP
	富沢町 383 牛沢町 183-1	228	3,4	2LDK,3DK 3LDK	20,700~50,300	○	2,200	都
		63	7	2LDK 3LDK	21,300~54,400	○	2,600 (4・10・17号棟 の2階以上)	都・EV (4・10・17号棟)
	牛沢町 1000-1	96	3	2DK,3DK	21,000~46,700	○	900	LP
龍舞	龍舞町 1911-3	52	3	2LDK,3LDK	24,600~52,000	○	3,200	LP
	台之郷町 837	66	3,4	2LDK,3LDK	22,600~53,800	○	2,700	LP
岩瀬川	岩瀬川町 478-1	45	3	2LDK,3LDK	23,100~54,200	○	1,900	都
東本町	東本町 29-41	36	9	2LDK,3LDK	22,600~52,100	○	2,100	都・EV
新島	新島町 873-1	22	3	2LDK,3LDK	22,900~53,700	○	900	都
本陣	本町 20-1	40	7	2LDK,3LDK	23,300~53,000	ものづくり 研究機構	800	都・EV
東長岡	東長岡町 1212-5	56	2	2LDK,3LDK	20,700~50,300	○	100 いずみ管理組合 分は別途	都
	台之郷町 1429-9	80	2	1DK	12,700~25,200	○	1,400	LP メゾネットあり
高原				2LDK,3LDK	20,600~50,600			
	石原町 1048-1	80	2	1DK	募 集 停 止 中			
石原				2LDK,3LDK	21,200~52,600	○	300	LP
まちなか	浜町 6-20	40	12	2LDK,3LDK	25,000~61,600	民間	関東建設工業	都・EV
	大島町 1046-1	66	1,2	1K,1DK, 2K,2DK	募 集 停 止 中			
鳥之郷南				2DK,3DK	19,800~50,800	○	1,300	LP(個別)
	鶴生田町 888	103	1,2	1K,1DK	13,400~41,800	○	1,900	LP(個別) メゾネットあり 平屋あり
鳥之郷				2DK,3DK	22,400~63,900			

太田市営住宅一覧表（募集対象）

R7.4.1 現在

団地名	所在地	戸数	階数	間取り	家賃(円)	駐車場	共用部分 使用料(円)	設備等
	岩松町 803-1	48	4	3DK	18,100~36,100	○	500	LP
	粕川町 39-1	104	4	3DK、3LDK	17,500~39,300	○	900	LP
軽 浜	亀岡町 528-12	27	2	1DK	13,400~30,200	○	200	LP
				2LDK 3LDK	19,800~53,800			
	新田木崎町 1215-3	48	3	3LDK	21,400~42,000	○	1,500	LP
	新田上田中町 754-3,777-1	48	3,4	3LDK	22,000~45,000	○	3,000	LP
三 島	太田市山之神町 397-3	33	2	1K、1DK	募 集 停 止 中			
				2DK、3DK				

(注1) LP=プロパンガス 都=都市ガス
EV=エレベーター : 高耐構造のみ

(注2) ■ : 全ての部屋が単身入居可能、■ : 一部の部屋が単身入居可能

(注3) まちなか市営住宅について

- ア) 申込者の属する世帯に未就学児または妊娠中の方（妊娠中の単身世帯は除く）がいる世帯のみ申込可
- イ) 太田市の借上げ住宅のため入居期限あり（期限：令和12年1月31日）
- ウ) エアコンを取り付ける場合は事前申請が必要な箇所あり（指定業者）

(注4) 申込者多数の団地は募集を一時停止する場合あり

◎ 駐車場使用料金一覧

新井、葦川南、牛沢、岩瀬川、高原、鳥之郷南、鳥之郷、岩松、粕川、三島については専用2台目有り

団地名	料金(円、月額)	専用2台目(円、月額)	専用2台目の台数
まちなか	民間契約	/	/
本陣	4,500 (ものづくり研究機構)		
東本町 再開発	4,500		
新井 新島	3,500	3,500	新井 4 1台分 新島 4台分
宝泉 葦川南 強戸 飯塚 成塚 富沢 牛沢 龍舞 葦川東 岩瀬川 東長岡 高原 石原 鳥之郷南 鳥之郷 岩松 粕川 新田木崎 軽浜 新田上田中 三島	2,500	2,500	葦川南 1 4台分 牛沢 5台分 岩瀬川 1 6台分 高原 1 6台分 鳥之郷南 1 1台分 鳥之郷 5 7台分 岩松 3 3台分 粕川 3 0台分 三島 1 6台分

★ お問い合わせ先 ★

群馬県住宅供給公社 太田支所 (太田市役所 建築住宅課内)

- ◎住所 〒373-8718 太田市浜町2番35号 (太田市役所9階)
- ◎電話 0276-30-2011(直通)・0276-47-1111 (内線 2731・2732・2733)
- ◎FAX 0276-45-2282
- ◎ホームページ <https://www.gunma-jkk.or.jp/>
- ◎開庁日 月曜日から金曜日 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休業
- ◎開庁時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ◎場所 太田市役所 9階
- ◎案内図

